

令和 7 年度
名古屋市公式ウェブサイト・
バナー広告掲載事業
一般競争入札
(入札後資格確認型)

入札案内書

名 古 屋 市

お申し込みの前には必ずこの案内書をお読みください。

あ ら ま し

令和7年度名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告掲載事業は、名古屋市公式ウェブサイトのトップページ及びサブトップページに掲載するバナー広告にかかる広告主の募集及び申込受付、掲載用バナー画像データの作成及び提出、広告掲載料の徴収及び本市への納入、並びにこれらに付随する一切の業務を実施するものです。

当事業では、広告掲載料について最も高い価格で入札された方に、広告主の募集をしていただき、募集した広告については、市の審査後、適正なものについて名古屋市公式ウェブサイトのトップページ及びサブトップページに広告掲載を行います。

入札に参加を希望される方は、この案内書をよくお読みになり実際のページを必ず確認されたうえで、お申し込み下さい。

バナー広告掲載までの流れ



入札案内書の配付（この案内書）

市公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。内容をよくご確認ください。
(アドレス <https://www.city.nagoya.jp/shicho/page/0000119000.html>)



入札の受付

令和7年2月10日(月)～令和7年2月17日(月)

名古屋市役所市長室広報課へ必要書類を持参または郵送(書留又は簡易書留)により提出してください(上記期間内必着)。

※最終日は、午後5時まで受付けます。また、郵送の場合は2月14日(金)午後5時到着分まで有効です。



開札

令和7年2月18日(火)午後2時

入札参加者のうち最低広告掲載料以上で最も高い価格で入札した方を落札候補者とし、通知します。

なお、入札不調の場合は、再度受付期間を指定し、入札参加者へ通知します。入札は初度入札を含め3度までとします。



競争入札参加資格確認書類の提出

落札候補者となったことを知り得た日の翌日から起算して4日以内

※名古屋市の休日を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に規定する休日(以下「名古屋市の休日」という。)を除く。

名古屋市役所市長室広報課へ資格確認に係る書類を提出してください。期間内に申請書等が提出されないときは、入札が無効となる場合があります。



審査結果の通知

参加資格の審査後、結果を通知します。また、全入札参加者の名称及び入札金額、落札者の名称及び落札金額を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。



契約の締結

令和7年4月1日(火)

契約締結日は令和7年4月1日(火)です。契約期間は契約締結の日から令和8年4月30日(木)までとします。



広告掲載料の納付

トップページの広告掲載料を令和7年4月25日(金)までに、本市が発行する納入通知書により納付してください。

サブトップページ広告掲載料は、1枠あたり3,300円(税込)を、毎月、掲載月の前月25日までに本市が発行する納入通知書により納付してください。なお、サブトップへのバナー広告掲載は、令和7年11月より開始予定です。



広告原稿の審査・承認

掲載用バナー画像データ等を指定した方法により提出していただき、内容の審査を行います。



広告データの掲載

承認された広告をウェブサイトに掲載します。

入札案内書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札案内書によるとともに、必ず実際の名古屋市公式ウェブサイトを確認したうえで、お申し込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第1 募集する広告(詳細は別添仕様書のとおり)

1 バナー広告掲載ページ及び枠数

【令和7年5月～令和7年10月】

名古屋市公式ウェブサイトのトップページ(<https://www.city.nagoya.jp/>)

1ヶ月20枠まで(6カ月)

【令和7年11月～令和8年4月】

名古屋市公式ウェブサイトのトップページ(<https://www.city.nagoya.jp/>)

1ヶ月21枠まで(6カ月)

名古屋市公式ウェブサイトのサブトップページ 7ページ

各サブトップページにつき1ヶ月6枠まで(6カ月)

2 募集の対象

トップページ及びサブトップページに掲載するバナー広告について、広告枠の募集等を行う事業者(広告代理業者)を募集します。トップページの広告枠は一括購入、サブトップページの広告枠は出来高制(1枠あたり3,300円を掲載月ごとに本市へ納入すること)とします。

3 契約期間

契約の締結日から令和8年4月30日(木)まで

第2 参加者の資格

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(平成15年3月5日付15財用第5号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている方を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- 3 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと(同法に基づく更生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)
- 4 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(同法に基づく再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競

争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)

- 5 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)、商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)又は有限責任事業組合契約に関する法律(平成 17 年法律第 40 号)によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとししない者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。
- 6 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- 7 入札公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(平成 20 年 2 月 15 日付 19 財契第 253 号)に基づく排除措置を受けていない者であること。
- 8 名古屋市広告掲載基準の規定に該当する規制業種又は事業者でないこと。
- 9 本市の法人市民税(個人の場合は、代表者の個人市民税)及び固定資産税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 15 条に基づき徴収の猶予を受けているとき、または、国税通則法(昭和 37 年法律第 66 号)第 46 条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。)

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第3 広告の掲載条件

- 1 掲載期間
令和7年5月1日(木)から令和8年4月30日(木)までとします。
- 2 広告掲載料
トップページの広告掲載料は、入札により決定した金額になります。サブトップページの広告掲載料は1枠あたり3,300円(税込)とします。
- 3 必要経費
広告の原稿作成等の費用は全て事業者の負担とします。
- 4 その他
詳細は令和7年度名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告掲載事業仕様書のとおりです。

第4 入札書の提出

受付場所	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所市長室広報課
受付期間	令和7年2月10日(月)～令和7年2月17日(月) 午後5時 ※ 郵送の場合は2月14日(金) 午後5時到着分まで有効です。
必要書類等	(1) 入札書(44・45頁参照。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。) ア 記載方法は、7頁「第6 入札書」をご参照ください。 イ 入札書に必要事項を記入・押印し、中封筒に入れ封印してください。封印に使用する印鑑は、入札書に押印する印鑑と同一のものです。 ウ 中封筒には入札者名、所在地、連絡先電話番号及びメールアドレス、担当者名、入札件名及び入札書在中の旨を記載してください。 (2) 委任状(代理人が入札する場合)(46・47頁参照。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。) 入札書記載の入札者が、代表者と異なる場合(支店・営業所等の長など)は、委任状が必要となります。
提出先等	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所市長室広報課 あて (1)入札書については、持参又は郵送により提出してください。持参する場合は、必ず事前に電話連絡するものとし、受付期間の午前9時～午後5時(名古屋市の休日及び正午～午後1時を除く)までの間に受付場所へ持参してください。 郵送による場合は、書留又は簡易書留により提出してください。 (2)二重封筒を用いることとし、入札書の中封筒に入れて封入し、中封筒には入札者名、所在地、連絡先電話番号及びメールアドレス、担当者名、入札件名及び入札書在中と記載し、委任状(代理人が入札する場合)とともに、外封筒に入れてください。 (3)外封筒表側には入札件名及び入札書在中の旨を朱書きするとともに、裏側又は表側左下部に入札者名を記載してください。

注意事項

- (1) 受付期間前及び受付期間後の持参・到着は無効です。
- (2) 二重封筒により提出されなかったもの、中封筒に必要事項の記載がないもの、中封筒に封印がされてないもの及び必要書類の添付されていないものは無効です。
- (3) 郵送による場合、書留又は簡易書留による郵送以外は無効です。
- (4) 入札書の手換え、引換え、撤回はできません。
- (5) 入札書の到着確認の問い合わせにはお答えできません。
- (6) 入札の公平性を保つため、入札参加者人数・問い合わせ件数などのお問い合わせにはお答えできません。

第5 入札金額

入札金額は、トップページ全広告枠(全 246 枠)1 年間合計の広告掲載料の総額(契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額)を表示してください。最低広告掲載料(非公表)以上でもっとも高い価格で入札された方が落札候補者となります。サブトップページの広告掲載料は入札金額に含めないようにしてください。

第6 入札書

- 1 入札は、所定の入札書(44・45 頁参照)を使用します。
- 2 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシル及び温度変化で筆跡の消える筆記具は使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、金額の直前に「¥」または「金」を記入し、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 入札者は提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札参加資格のない方のした入札
 - (2) 記名押印のない入札
 - (3) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (4) 同一の名をもってした 2 通以上の入札(代理人によるものも含む。)
 - (5) 委任状を提出していない代理人のした入札
 - (6) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - (7) 最低広告掲載料に満たない金額を記載した入札
 - (8) 入札公告に定める入札方法によらない入札
 - (9) 入札公告に定める期限までに完了しなかった入札
 - (10) 記入事項を判読できない入札
 - (11) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (12) その他入札の条件に違反した入札

第7 開札

開札日時	令和7年2月18日(火) 午後2時
落札候補者の決定	入札者のうち最低広告掲載料以上で最も高い価格で入札した方から順に落札候補者及び次順位者とし、その旨を落札候補者及び次順位者に通知します。
注意事項	(1) 最高価格の入札者が複数あるときは、ただちにくじ引きで落札候補者及び次順位者を決定します。くじ引きは、この入札事務を担当しない職員が行います。 (2) 開札の結果、最低広告掲載料以上の入札がないときは、再度入札を行います。再度入札は2回(初度入札を含め3回)を限度とします。なお、初度入札又は再度入札に参加しなかった方及び当該入札が無効とされた方は、再度入札又は再々度入札に参加することはできません。 (3) 再度入札を行う場合は初度入札の開札後に、再々度入札を行う場合は再度入札の開札後に、受付期間を指定し、入札者へ通知します。 (4) 再度入札又は再々度入札において入札書の提出をしない場合、入札を辞退したものとみなします。

第8 資格確認

- 1 落札候補者は資格確認を受けていただく必要があります。持参または郵送により資格確認に必要な書類を提出してください。書類に不備がある場合は受け付けられませんので、ご注意ください。
- 2 資格確認にあたっては、個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員について、愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。
- 3 落札候補者の方に参加資格がないと認められた場合は、次順位の方が落札候補者となり、資格確認を受けていただく必要があります。その場合、本市よりその旨の連絡がありますので、持参若しくは郵送により資格確認に必要な書類を提出してください。

提出場所	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所市長室広報課 Tel 052-972-4804
受付期間	落札候補者となったことを知り得た日の翌日から起算して4日以内 ※名古屋市の休日を除く。

必要書類等	(1) 競争入札参加資格確認申請書(48 頁参照) 1 通 (2) <個人の場合> 住民票の写し 1 通 <法人の場合> 現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書 1通 どちらも提出日において発行後 1 月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。 (3) <法人のみ> 法人役員等に関する調書(49・50 頁参照) 入札案内書に書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 (4) 市町村民税、固定資産税を滞納していない者であることを証明する書類。 (5) 返信用封筒として、表に申請者の住所、氏名(担当者あて可)を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手(460 円)を貼った長 3 号(12cm×23.5cm)封筒。
提出方法	(1) 持参する場合、必ず事前に電話連絡するものとし、受付期間の午前 9 時～午後 5 時(名古屋市の休日及び正午～午後1時を除く)までの間に提出場所へ持参してください。 (2) 郵送する場合、封筒(表)に「参加資格確認書類在中」と朱書きの上、簡易書留等の配達記録が残る方法で送付してください。
注意事項	(1) 期限までに到達しない場合や必要書類が添付されていない場合、入札は無効となりますのでご注意ください。 (2) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。 (3) 申請書等の作成及び提出にかかる費用は、落札候補者の負担とします。

第9 落札者の決定

- 1 落札候補者について資格があると認められた場合は、その者を落札者として決定します。
- 2 落札者の決定後、入札結果について、全入札参加者の名称及び入札金額、落札者の名称及び落札金額を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。

第10 契約の締結

- 1 契約締結日は令和 7 年 4 月 1 日(火)です。契約を締結しないときは落札者の資格を取り消します。この場合、今後実施される名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告掲載事業に係る入札に参加できない可能性があります。
- 2 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。
- 3 契約は落札者名義で行います。
- 4 契約書(案)は別添のとおりです。ただし、令和 7 年 4 月 1 日の民法改正に伴い内容が一部変更になる場合があります。

第11 広告掲載料の納付

広告掲載料は契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付していただきます。

第12 問い合わせ先

問い合わせ先	名古屋市役所市長室広報課 メールアドレス a4804@shicho.city.nagoya.lg.jp
質問事項の受付	(1) 質問期限 令和7年2月4日(火)午後5時 (2) 受付方法 質問書(任意形式)に以下の事項を記載し、問い合わせ先に電子メールにより送付してください。 ア 質問事項 イ 部署名、担当者名、電話番号、電子メールアドレス (3) 回答 ア 全ての質問への回答をまとめた回答書を名古屋市公式ウェブサイトへ掲載します。 イ 掲載アドレス https://www.city.nagoya.jp/shicho/page/0000119000.html ウ 回答予定日 令和7年2月7日(金) エ 回答には、あわせて仕様の補足等が示されることもあるので、入札書の提出前に必ず確認してください。

令和7年度名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告掲載事業契約書（案）

名古屋市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）はインターネットに公開している名古屋市公式ウェブサイトのトップページ及びサブトップページに掲載するバナー広告（以下広告という。）に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙が提出し、甲が審査、承認を行った広告を名古屋市公式ウェブサイトに掲載し、乙は、甲にその対価として広告掲載料を支払うものとする。

2 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約期間及び広告掲載期間）

第2条 契約期間は、契約締結日から令和8年4月30日までとする。

2 広告掲載期間については、別添仕様書のとおりとする。なお、サブトップページへのバナー広告の掲載期間は、令和7年11月4日から令和8年4月30日までとする。

（契約金額等）

第3条 乙は、第1条に基づき、広告掲載期間にかかるトップページ広告掲載料として、◇◇◇円を甲に支払うものとする。

2 乙は、第1条に基づき、サブトップページ広告掲載料として、1枠あたり3,300円を甲に支払うものとする。

（契約金の納入方法）

第4条 乙は、第3条の1項に定めるトップページ広告掲載料を、甲が発行する納入通知書により、令和7年4月25日までに納付しなければならない。

2 乙は、第3条の2項に定めるサブトップページ広告掲載料を、甲が発行する納入通知書により、掲載月の前月25日までに納付しなければならない。

3 乙が前項に定める支払期限までに広告掲載料を支払わないときは、乙は支払期限の翌日から支払った日までの期間について、名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第33条第1項に定める割合の割合により算定した延滞金を甲に支払わなければならない。ただし、不慮の災害その他特別の事由があると甲が認めるときは、当該延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（契約期間の変更）

第5条 甲は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、乙に対して、契約期間の短縮を求めることができる。

（契約期間の変更の方法）

第6条 前条の規定による契約期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は契約期間を変更し、乙に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、甲乙協議して定め、甲は乙に通知する。

(契約金額の変更の方法)

第7条 第5条の規定により契約期間を変更した際の契約金額の変更については、契約締結時の価格を基礎とし、甲乙協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、契約金額を変更し、乙に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、甲乙協議して定め、甲は乙に通知する。

(広告の掲載位置及び仕様)

第8条 広告の掲載位置及び仕様については別添仕様書のとおりとする。

2 乙は、この契約書のほか、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、市長室広告掲載要綱及び名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告表現ガイドラインに定めるところに従わなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第9条 甲及び乙は、事前に他方当事者の承認を得ないで、この契約に生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、その権利を担保に供してはならない。

(広告料の返還)

第10条 乙の責めに帰すべき事由がなく、甲が広告を掲載できなかった期間が連続して15日を超えるとき、又はその他特別の事由があると甲が認めるときは、停止した期間に応じた納付済みの広告掲載料の月額（第3条に規定する広告掲載料を12で除した金額であり、小数点以下を切り捨てとしたもの。）を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を停止した日から起算して15日を超えた日の属する月から、広告の掲載を再開した日の前日の属する月までの月額の広告掲載料の合計額とする。

3 前項における広告の掲載再開とは、広告掲載が再開した状態が24時間連続した場合をいうものとする。

4 次の各号に掲げる理由により甲がトップページ又はサブトップページの運営を一時停止した場合は、第1項の規定は適用しない。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災地変その他の非常事態が発生した場合
- (3) その他公益上やむを得ない場合

5 返還する広告掲載料には利息は付さない。

(掲載期間の延長)

第11条 乙の責めに帰すべき事由がなく、甲が広告を掲載できなかった期間が1日以上15日以下であるときは、広告掲載をしなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。なお、1日未満の場合とは、広告掲載ができない状態が24時間連続しない場合をいうものとする。

2 甲は、本契約前に掲載していた広告について、前項の事由による掲載期間の延長があり、本契約の掲載期間に重なる場合、別途仕様書に定める掲載枠数にかかわらず、本契約の広告の掲載と同時に掲載するものとする。なお、本契約前に掲載していた広告の掲載位置については、

本契約の広告よりも上部に掲載を行う。

3 次の各号に掲げる理由により甲が広告を掲載できなかった場合は、第1項の規定は適用しない。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災地変その他の非常事態が発生した場合
- (3) その他公益上やむを得ない場合

(解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は履行期限内に履行の見込がないとき。
- (2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (3) 契約の履行にあたり、係員の指示監督に従わず、またはその者の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 契約の履行について、著しく成果物の品質が劣るとき。
- (5) 乙が契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）及び使用人に重大な社会的信用失墜行為があり、この契約解除が相当であると甲が認めるとき。

イ 乙が、破産の申し立て、更生手続きの開始の申し立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるときで、この契約解除が相当であると甲が認めるとき。

ウ 役員等が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

エ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

カ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

キ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ク 役員等又は使用人が、アからキのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

- (7) この契約に定めた条件に違反したとき。

2 前項の規定によるほか、甲及び乙双方の協議によりこの契約を解除することができるものとする。

3 本条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙の責に帰すべき事由がある場合は、甲は納付済の広告掲載料を違約金とし、乙に返還しない。

4 前項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又は一部としない。

第13条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、前条第1項第2号に規定する不正の行為とみなし、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

（掲載用バナー画像データの作成）

第14条 掲載用バナー画像データは、乙の責任及び負担で作成する。

（掲載用バナー画像データの提出）

第15条 掲載用バナー画像データの提出については、別添仕様書のとおりとする。

（広告内容の変更）

第16条 広告及びリンク先ページの内容並びに広告掲載期間の変更があるときは、原則、事前に乙は甲に申し出を行い、承認を得なければならない。

（広告の一時停止又は修正等の指示）

第17条 甲は、掲載中の広告及びリンク先ページの内容が、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、市長室広告掲載要綱及び名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告表現ガイドラインに適合しないと判断したときは、当該広告の掲載を一時停止すること、又は当該広告の内容等の修正等を乙に対して指示することができる。

- 2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。
- 3 前項に従わない場合は、該当する広告の掲載を取り消す。

（広告内容等についての責任）

第18条 乙は、広告及びリンク先ページの内容に関する一切の責任を負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。

- 2 広告内容等は、法令等に違反しないこと及び第三者の権利を侵害しないものでなければならない。また、広告内容等に係る財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していなければならない。
- 3 甲に対して、乙の責めに帰すべき事由に基づき、第三者から広告活動に関連した被害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(損害賠償)

第 19 条 乙は、第 12 条及び第 17 条により損害が生ずることがあっても、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。

2 乙は、この契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときには、乙の負担において損害の賠償を行なうものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その限りではない。

3 乙は、第三者との間に紛争が生じた場合においては、責任を持って処理解決にあたる。

第 20 条 乙がこの契約に関して第 13 条各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額に 100 分の 20 を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払いが完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第 46 条の 2 第 1 項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第 13 条第 1 号及び第 3 号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。

(2) 第 13 条第 2 号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第 198 条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同条第 3 号のうち、刑法第 198 条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第 96 条の 6 の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同条第 3 号については、刑法第 96 条の 6 の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2 第 1 項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前 3 項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(著作権等の管理)

第 21 条 乙は広告の掲載に際して、著作権等（著作権、意匠権、商標権又はノウハウその他一切の権利を含む、甲の所有であると否とは問わない）を使用するときは、使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(秘密の保持)

第 22 条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の費用)

第 23 条 本契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 24 条 本契約に関して疑義があるとき又はこの契約に定めのない事項については、名古屋市
広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、市長室広告掲載要綱及び名古屋市公式ウェブサイト・
バナー広告表現ガイドラインの定めによるものとし、これらに記載のない事項については、甲
乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 25 条 甲乙間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方
裁判所を管轄裁判所とする。

(その他)

第 26 条 この契約に定めるもののほか、受託者は名古屋市契約規則及び名古屋市会計規則
その他の関係法令の定めるところに従うものとし、この契約に定めのない事項その他疑義を生
じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定める。

この契約の締結を証するため本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保
有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎



乙



令和7年度名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告掲載事業 仕様書

1 業務内容

名古屋市公式ウェブサイトのトップページ及びサブトップページに掲載するバナー広告（以下「広告」という。）について、広告主の募集及び申込受付、掲載用バナー画像データの作成及び提出、広告掲載料の徴収及び本市への納入、並びにこれらに付随する一切の業務を実施する。

なお、掲載する広告は以下に記載する仕様及び手続き等によるものとする。

2 掲載期間

(1) 広告の掲載期間は、令和7年5月1日（木）から令和8年4月30日（木）とする。ただし、システムの保守等による名古屋市公式ウェブサイトの公開停止期間は、掲載期間から除く。

(2) 広告の掲載単位は月単位とし、広告掲載開始日は原則広告掲載開始月の第1開庁日、広告掲載終了日は広告掲載開始日が属する月の翌月の第1開庁日前日までとする（別表1のとおり）。原則、事業者の都合による月の途中での広告の掲載、内容変更、掲載終了はできない。連続掲載は可能とする。

3 広告媒体等

令和7年11月に名古屋市公式ウェブサイトのデザインを刷新する予定であり、広告媒体等は、刷新前後で、以下のとおりとする。

(1) 刷新前（令和7年5月～令和7年10月）

ア 広告掲載ページ

名古屋市公式ウェブサイトのトップページ (<https://www.city.nagoya.jp/>)

【参考】

トップページアクセス件数：月平均 300,693 件（令和6年4月～令和6年10月実績平均）

※このデータは参考であり、毎月のアクセス件数を保証するものではない。

イ 掲載位置及び枠数

ページ下部に1ヶ月20枠まで

※トップページのレイアウトは、契約期間中、変更される場合がある。

ウ 規格等

(ア) サイズ：縦 60 ピクセル×横 160 ピクセル

(イ) 画像形式：GIF（アニメ不可）又は JPEG

(ウ) データ容量：10KB 以下

(エ) alt 属性は「広告:」の後に広告主の名称を記載する。

(オ) 広告は事業者が制作することとし、制作にかかる経費はすべて事業者の負担とする。

(2) 刷新後（令和 7 年 11 月～令和 8 年 4 月）

ア 広告掲載ページ

(ア) 名古屋市公式ウェブサイトのトップページ (<https://www.city.nagoya.jp/>)

(イ) 名古屋市公式ウェブサイトのサブトップページ

「暮らし・手続き」「子ども・子育て・教育」「健康・医療・福祉」「防災・安心安全」「観光・文化芸術・スポーツ」「市政情報」「事業者向け情報」の各ページ

【参考】

トップページアクセス件数：月平均 300,693 件（令和 6 年 4 月～令和 6 年 10 月実績平均）

サブトップページアクセス件数（現状のサブトップページは以下の 4 ページのみ。刷新後、7 ページに変更予定。）

「暮らしの情報」：月平均 29,156 件（令和 6 年 4 月～令和 6 年 10 月実績平均）

「観光・イベント情報」：月平均 9,688 件（令和 6 年 4 月～令和 6 年 10 月実績平均）

「市政情報」：月平均 23,142 件（令和 6 年 4 月～令和 6 年 10 月実績平均）

「事業者向け情報」：月平均 21,480 件（令和 6 年 4 月～令和 6 年 10 月実績平均）

※このデータは参考であり、毎月のアクセス件数を保証するものではない。

※サブトップページの名称は、契約期間中、変更される場合がある。

イ 掲載位置及び枠数

(ア) パソコン表示

トップページは、ページ下部に 3 枠を 5 秒おきに切替表示（1 ヶ月 21 枠まで）

サブトップページは、ページの下部に 1 ヶ月 6 枠まで（常時表示）

(イ) スマホ表示

トップページは、ページ下部に 3 枠を 5 秒おきに切替表示（1 ヶ月 21 枠まで）

サブトップページは、ページの下部に 1 ヶ月 6 枠まで（常時表示）

※パソコン表示、スマホ表示ともにトップページのレイアウトは、契約期間中、変更される場合がある。

※レスポンシブデザインのため、1 行当たりの表示数は閲覧する環境により異なる。

ウ 規格等

(ア) サイズ：トップページ 縦 150 ピクセル×横 300 ピクセル

サブトップページ 縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル

(イ) 画像形式：GIF（アニメ不可）又は JPEG

(ウ) データ容量：100KB 以下

(エ) alt 属性は「広告：」の後に広告主の名称を記載する。

(オ) 広告は事業者が制作することとし、制作にかかる経費はすべて事業者の負担とする。

(カ) 市公式ウェブサイトの A タグの rel 属性には"sponsored"または"nofollow"の設定を行う。

4 掲載できない広告

「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「市長室広告掲載要綱」、「名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告表現ガイドライン」に適合しない広告は掲載できない（広告の画像だけでなく、リンク先ページの内容についても同様とする）。

【参考】掲載不許可となる例

○規制業種・事業者・サービス等

- ・宗教法人が経営・管理している墓地（名古屋市広告掲載要綱第4条(5)）
- ・整体院、カイロプラクティック、エステティック、クイックマッサージ等（名古屋市広告掲載基準第2条(6)）

○消費者保護の観点から適切でないもの

- ・将来の利益を誇示するものや、元本保証と認識させるような投資信託等の経済行為に関するもの（名古屋市広告掲載基準第3条(2)ア）
- ・「1ヵ月で習得できる」、「誰でも稼げます」、「必ず簡単に痩せます」等安易さを強調する表現を使用したもの（名古屋市広告掲載基準第3条(2)ア）
- ・医薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品などの広告で、許可の範囲を逸脱した効能や効果を表現したり、不当に安全性を強調したりするもの（名古屋市広告掲載基準第3条(2)ア）
- ・健康食品の効能・効果の表示が医薬品と誤認されるようなもの（名古屋市広告掲載基準第3条(2)ア）
- ・人材募集や資格講座の募集と見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているもの（名古屋市広告掲載基準第3条(2)ク）

○その他

- ・明らかに模倣、盗作などとみなされる表現のもの（名古屋市広告掲載要綱第4条(1)）
- ・氏名、肖像などを本人に無断で使用したもの（名古屋市広告掲載要綱第4条(3)）
- ・広告のリンク先が広告主以外の者（事業の委託先・提携先等）が開設しているホームページに繋がるもの（市長室広告掲載要綱第3条2）
- ・ウェブアクセシビリティガイドライン(WCAG2.0)の達成基準に基づき、文字色と背景色の間に、4.5:1以上のコントラスト比（明度差）を満たしていないもの（名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告表現ガイドライン第5条）

※上記に挙げているものは一例であり、上記に該当しなくても要綱・基準等に適合しない広告は掲載できない。

※要綱・基準等が改正された場合は、改正後の内容による

5 広告の掲載手続き

(1) 広告掲載の申請

ア 「名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告掲載申請書」（様式1）（以下「申請書」という。）に必要事項を入力の上、掲載用バナー画像データとともに、電子メールで提出する。
なお、令和7年5月掲載分から同年10月掲載分までは「（様式1：デザイン刷新前）」、令和7年11月掲載分から令和8年4月掲載分までは「（様式1：デザイン刷新後）」の申請書を用いること。

イ 提出期限は、掲載の開始を希望する月の前々月20日（閉庁日の場合は、直後の開庁日）とする。ただし、令和7年5月掲載分については、令和7年4月8日（火）を提出期限とする。期限経過後の提出は認めない。

- ウ 期限経過後に、原則、事業者の都合により申請書の内容、掲載予定の広告、リンク先ページを変更することはできない。
- エ 広告のリンク先ページが提出期限までに一般公開されていない場合は、広告掲載の申請はできない。

(2) 広告の審査

- ア 広告の掲載にあたっては、市が広告の内容について審査を行う。
- イ 広告の審査にあたっては、期限を定めて広告内容の根拠となる資料等の提出を求める場合がある。期限までに資料等が提出されない場合、当該広告の掲載はできない。
- ウ 審査にあたっては、名古屋市が保有する情報及び名古屋市に寄せられた意見や苦情などを参考にすることがある。なお、この旨を広告主にも伝えるよう、広告の掲載申込受付時に渡す説明資料や、受付時に送信するメール等に記載すること。
- エ 広告の審査終了後、掲載の可否を掲載の開始を希望する月の前月 15 日までに事業者へ通知する。ただし、令和 7 年 5 月掲載分については、令和 7 年 4 月 21 日（月）までに事業者へ通知する。

(3) 広告掲載

市は、各掲載月の掲載開始日（の正午まで）に広告を掲載する。

6 広告掲載料等の支払について

(1) トップページにかかる広告掲載料

トップページ広告掲載料は、令和 7 年 4 月 25 日（金）までに市の発行する納入通知書により納付すること。なお、実際の掲載数が枠数に満たない場合でも返金には応じられない。また、広告掲載料納付後速やかに、その領収書の写しを提出すること。

(2) サブトップページにかかる広告掲載料

サブトップページ広告掲載料は、1 枠あたり 3,300 円（税込）を、毎月、掲載月の前月 25 日までに市の発行する納入通知書により納付すること。また、広告掲載料納付後速やかに、その領収書の写しを提出すること。

7 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項その他疑義を生じた事項については、その都度、市と事業者が協議して定めることとする。
- (2) 事業者は別記「情報取扱注意項目」、「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守すること。
- (3) 広告主の募集、広告の作成にかかる経費等はすべて事業者の負担とする。
- (4) 妨害又は不当要求に対する届出義務について、以下のとおりとする。
 - ア 事業者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する

権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

イ 事業者がアに規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

別表 1

掲載月	掲載開始日	掲載終了日
令和7年 5月	令和7年 5月 1日 (木)	令和7年 6月 1日 (日)
令和7年 6月	令和7年 6月 2日 (月)	令和7年 6月 30日 (月)
令和7年 7月	令和7年 7月 1日 (火)	令和7年 7月 31日 (木)
令和7年 8月	令和7年 8月 1日 (金)	令和7年 8月 31日 (日)
令和7年 9月	令和7年 9月 1日 (月)	令和7年 9月 30日 (火)
令和7年 10月	令和7年 10月 1日 (水)	令和7年 11月 3日 (月)
令和7年 11月	令和7年 11月 4日 (火)	令和7年 11月 30日 (日)
令和7年 12月	令和7年 12月 1日 (月)	令和8年 1月 4日 (日)
令和8年 1月	令和8年 1月 5日 (月)	令和8年 2月 1日 (日)
令和8年 2月	令和8年 2月 2日 (月)	令和8年 3月 1日 (日)
令和8年 3月	令和8年 3月 2日 (月)	令和8年 3月 31日 (火)
令和8年 4月	令和8年 4月 1日 (水)	令和8年 4月 30日 (木)

(様式1：デザイン刷新前)

名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告掲載申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

	広告主について				リンク先ウェブページについて
	住所	名称	(フリガナ) 代表者名	掲載希望期間	URL
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

(様式 1 : デザイン刷新後)

名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告掲載申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

	広告主について				リンク先ウェブページについて	掲載希望箇所
	住所	名称	(フリガナ) 代表者名	掲載希望期間	URL	該当するものに☑(複数選択可)
1						☐ トップページ ☐ サブトップ「くらし・手続き」 ☐ サブトップ「子ども・子育て・教育」 ☐ サブトップ「健康・医療・福祉」 ☐ サブトップ「防災・安心安全」 ☐ サブトップ「観光・文化芸術・スポーツ」 ☐ サブトップ「市政情報」 ☐ サブトップ「事業者向け情報」
2						☐ トップページ ☐ サブトップ「くらし・手続き」 ☐ サブトップ「子ども・子育て・教育」 ☐ サブトップ「健康・医療・福祉」 ☐ サブトップ「防災・安心安全」 ☐ サブトップ「観光・文化芸術・スポーツ」 ☐ サブトップ「市政情報」 ☐ サブトップ「事業者向け情報」
3						☐ トップページ ☐ サブトップ「くらし・手続き」 ☐ サブトップ「子ども・子育て・教育」 ☐ サブトップ「健康・医療・福祉」 ☐ サブトップ「防災・安心安全」 ☐ サブトップ「観光・文化芸術・スポーツ」

						☐ サブトップ「市政情報」 ☐ サブトップ「事業者向け情報」
4						☐ トップページ ☐ サブトップ「くらし・手続き」 ☐ サブトップ「子ども・子育て・教育」 ☐ サブトップ「健康・医療・福祉」 ☐ サブトップ「防災・安心安全」 ☐ サブトップ「観光・文化芸術・スポーツ」 ☐ サブトップ「市政情報」 ☐ サブトップ「事業者向け情報」
5						☐ トップページ ☐ サブトップ「くらし・手続き」 ☐ サブトップ「子ども・子育て・教育」 ☐ サブトップ「健康・医療・福祉」 ☐ サブトップ「防災・安心安全」 ☐ サブトップ「観光・文化芸術・スポーツ」 ☐ サブトップ「市政情報」 ☐ サブトップ「事業者向け情報」
6						☐ トップページ ☐ サブトップ「くらし・手続き」 ☐ サブトップ「子ども・子育て・教育」 ☐ サブトップ「健康・医療・福祉」 ☐ サブトップ「防災・安心安全」 ☐ サブトップ「観光・文化芸術・スポーツ」 ☐ サブトップ「市政情報」 ☐ サブトップ「事業者向け情報」

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第 7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第 8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱

う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

- 2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受

は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

- 2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

(報告等)

第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

- 2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

- 2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
- 3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
- 4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)【約款の場合は推奨】

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成30年名古屋市条例第61号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特徴について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

第3条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

名古屋市広告掲載要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ウェブサイトなど、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲出し、又は表示する（以下「掲載する」という。）ことをいう。
- (3) 局長 名古屋市事務分掌条例（昭和 22 年条例第 16 号）第 1 条に規定する局及び室、会計室、消防局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、市会事務局の長及び区長をいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第 3 条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告の範囲)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適當であると認められるもの

(広告掲載に関する定め)

第5条 局長は、その所管に属する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。ただし、企画提案型広告については、名古屋市企画提案型広告掲載要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の範囲
- (3) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (4) 広告掲載料
- (5) 広告の募集方法及び選定方法
- (6) 審査機関
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(広告掲載に関する審査)

第6条 局長は、広告媒体に掲載する広告の可否等を審査するため、審査機関を設ける。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年9月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

名古屋市広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、所管局が広告媒体への広告掲載の可否を判断する場合に必要な基準を作成するにあたり、参考基準として定めるものである。

(規制業種又は事業者)

第2 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条に規定する風俗営業
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) 興信所・探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (12) 暴力団関係事業者(暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。)
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載基準)

第3 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）

根拠のない表示や誤解を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等

イ 射幸心を著しくあおる表現、特にギャンブルについて過度に購入をあおる表現

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブルについて過度に購入をあおる表現

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) 前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不適当であると認められるもの

(個別の基準)

第4 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成するものとする。

(ウェブサイトに関する基準)

第5 ウェブサイトへの広告に関しては、ウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該広告が直接リンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

市長室広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長室が所管する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、名古屋市広告掲載要綱(以下「市要綱」という。)及び名古屋市広告掲載基準(以下「市基準」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第2条 この要綱において、広告媒体とは次の各号に掲げるものをいう。ただし、新たに広告を掲載する媒体である場合は、あらかじめ広告掲載が可能か市長室広告審査会(以下「広告審査会」という。)の承認を受けたものに限る。

- (1) 市長室が作成する印刷物
- (2) 市長室が所管するウェブサイト
- (3) その他市長室が別に定めるもの

(広告掲載の掲載基準)

第3条 市要綱第4条、市基準第2及び第3に定めるもののほか、著しく広告媒体との調和を損なうと認められるものは広告掲載を行わない。

- 2 ウェブサイトを広告媒体とする場合で、掲載する広告からリンクを張る場合は、リンク先はその広告を掲載する者のウェブサイトとし、そのリンク先のウェブサイトの内容については、前項の規定を適用する。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、広告媒体を所管する課(以下「所管課」という。)の長(新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合は、所管する部長級の者)が、次の各号に掲げる事項を記載した募集要領を定めて行うものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 広告掲載料
- (4) 広告の募集対象
- (5) 広告の申込み手続
- (6) 広告の選定方法

(7) 広告掲載手続

(8) その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、前条の募集要領に定める手続きにより申込みを行う。このとき、広告掲載希望者が自身以外の者（以下「広告依頼者」という）にかかる広告を掲載しようとする場合には、広告依頼者名及び広告の内容を明記するものとする。

(広告原稿受入れの決定等)

第6条 所管課の長は、前条の申込みがあったものについて、広告原稿受入れの可否を決定する。ただし、あらかじめ広告審査会の承認を受けなければならない。

2 前項の決定を行うに当たり、所管課の長は広告掲載希望者に対し追加の資料の提出を求めることができる。

3 所管課の長は、広告掲載希望者に対し第1項の決定内容を書面によって通知するものとする。

(広告掲載料の納付等)

第7条 広告原稿受入れの通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告原稿受入れの決定後、広告掲載料を所管課の長が指定する期日までに、一括前納するものとする。

2 所管課の長は、前項における広告掲載料の納付確認後、広告掲載を行うものとする。

(広告原稿の提出等)

第8条 広告の原稿は、広告主の責任及び負担において作成し、指定された期日までに所管課の長へ提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された広告については、その内容、デザイン及び広告がリンクしているウェブサイトの内容（以下「広告の内容等」という。）について広告審査会の承認を受けなければならない。

(広告内容の変更)

第9条 広告の内容等が、第3条第1項に該当していると認められる場合には、所管課の長は速やかに期日を定め、広告主に対し改善を求めるものとする。

2 前項の規定により改善を求められた広告主は、指定された期日までに広告の内容等を改善した広告の原稿を、所管課の長に提出しなければならない。

(広告の取止め)

第10条 所管課の長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、広告主に事前に通知した上で、当該広告の掲載を取止めるとともに、広告掲載の決定の取り消し又は変更を行うものとする。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合
- (2) 指定した期日までに広告の原稿の提出が行われない場合
- (3) 前条の規定によっても、広告の内容等の改善が行われない場合
- (4) その他広告掲載が不適當であると判断したとき

2 前項の規定により広告の掲載を取止めた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

3 所管課の長は、広告掲載の取止めの可否の決定に際し、必要に応じて広告審査会の開催を申し出ることができる。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取下げることができる。ただし、現物納付後又は印刷物の印刷終了後においては、取下げはできないものとする。

2 前項の規定により、広告掲載の取下げを希望する広告主は、書面にて速やかに所管課の長に申し出るものとする。

3 第1項の規定により広告主が広告掲載を取下げた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。ただし、広告審査会において広告の内容等の承認が得られないことによる取下げ等、所管課の長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(広告掲載料の返還)

第12条 広告掲載期間を設定した場合、広告主の責に帰さない理由により、15日を超える期間連続して広告の掲載ができなくなった場合は、停止した期間に応じた納付済みの広告掲載料の月額を返還する。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を停止した日から起算して15日を超えた日の属する月から、広告の掲載を再開した日の前日の属する月までの月額の広告掲載料の合計額とする。

3 前項における広告の掲載再開とは、広告掲載が再開した状態が24時間連続した場合をいうものとする。

(市長室広告審査会の設置)

第13条 広告掲載希望者、広告依頼者、広告主および掲載する広告の内容等が適正であるか、又は広告の掲載手続きが適正に執行されているか等を審査するほか、名古屋市企

画提案型広告掲載要綱に定める企画提案型広告に対する意見書の審査をするため、広告審査会を設置する。

- 2 広告審査会の委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 広告審査会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。
- 5 広告審査会は、所管課の長からの申し出がある場合又は委員長が特に必要と認めるときに開催する。
- 6 広告審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 7 広告審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 8 委員長は、必要と認めるときは、広告審査会に委員以外のものの出席を求め、説明を聞くことができる。
- 9 広告審査会の庶務は、市長室広報課が処理する。

(協議)

第14条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第15条 その他広告掲載につき必要な事項は市長室長が定める。

(所管)

第16条 この要綱は、市長室広報課が所管する。

附 則

この要綱は、平成22年1月29日から施行し、広報なごや広告掲載要領は同日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

委員長	市長室次長
委 員	広報課長 秘書課課長補佐（庶務） その他委員長の指名する職員

名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 名古屋市公式ウェブサイトにて民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、市長室広告掲載要綱に規定する事項のほか、ページデザイン、ユーザビリティ及びアクセシビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
- (3) ラジオボタン（あたかも選択が可能であるかのような誤解を与えるもの）
- (4) テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

(画像の点滅、切り替わりの禁止)

第3条 アニメーション GIF 等を使用した画像の点滅、切り替わりは、利用者に不快感を与えるおそれや、ページデザイン及びアクセシビリティ保持を著しく損なうおそれがあるため、禁止とする。

(市公式ウェブサイトとの区別)

第4条 次の表現については、利用者が市公式ウェブサイトのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 市公式ウェブサイトのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 利用者が名古屋市の事業であると錯誤しやすいもの

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(alt 属性)

第7条 alt 属性は「広告:」の後に広告主の名称を記述したものとしなければならない。

附則

(施行期日)

1 このガイドラインは平成19年2月19日から施行する。

附則

(施行期日)

1 このガイドラインは平成25年4月1日から施行する。

郵送封筒（外封筒）

切手	4	6	0	8	5	0	8
	名古屋市役所市長室広報課 行 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 入札書（令和7年度市公式ウェブサイト・バナー広告掲載事業） 在中 朱書きしてください						

※書留又は簡易書留による郵送以外は無効となります。
※裏側又は表側左下部に入札者名を記載してください。

入札書を封入する中封筒（表面）

※書留又は簡易書留で郵送する封筒の中に入れる封筒

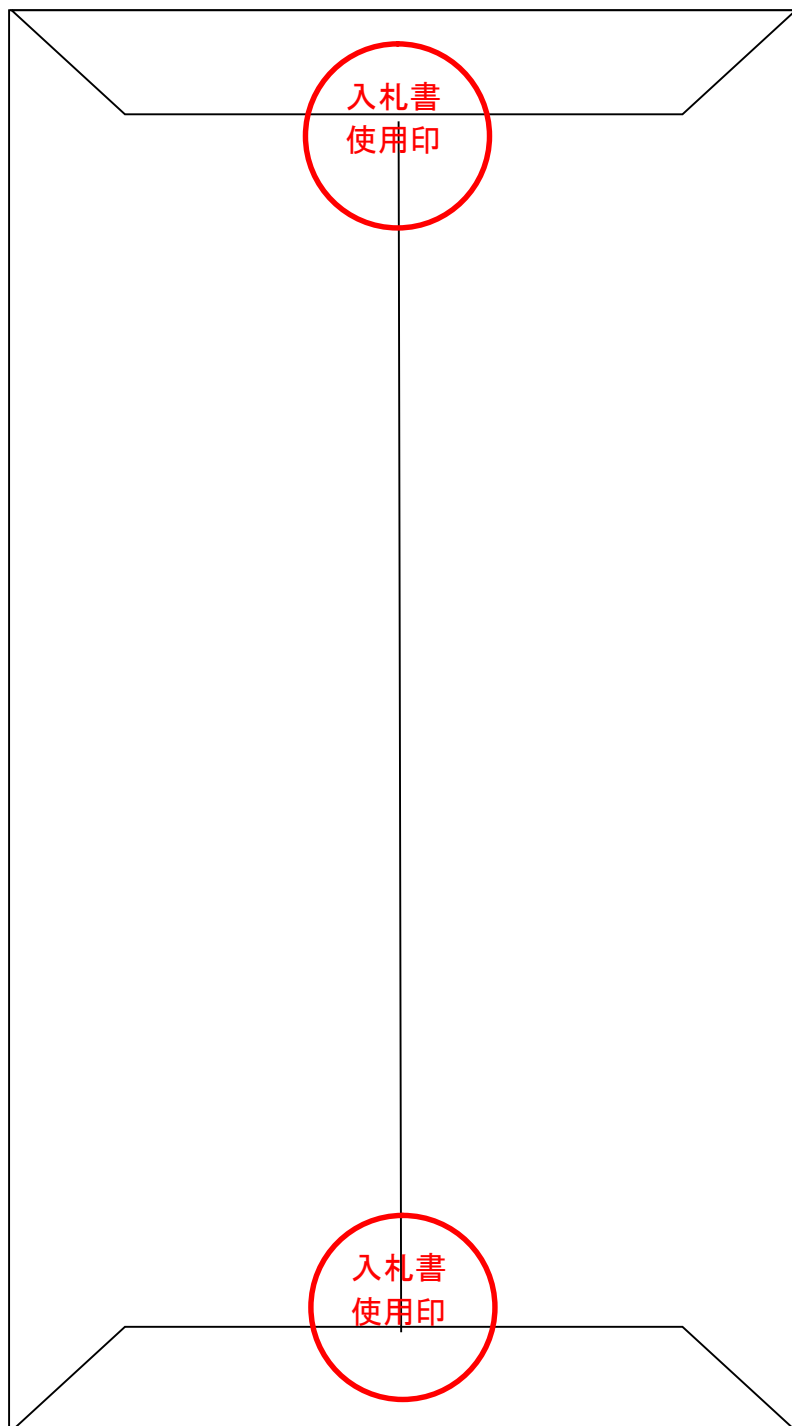
入札者名	名古屋株式会社	代表取締役	名古屋 一郎
所在地	△△市××区☆丁目□□番▲▲号		
連絡先電話番号	（ 0 5 2 ） 9 7 2 1 3 1 3 2		
メールアドレス	〇〇〇@×××.co.jp		
担当者名	広告課	□□	□□
入札件名	令和7年度市公式ウェブサイト・バナー広告掲載事業		

入札書在中

※代理人が入札される場合は、入札者名は入札申込者名をご記入ください。
※横書きによる記入でも構いません。

入札書を封入する中封筒（裏面）

※書留又は簡易書留で郵送する封筒の中に入れる封筒



※のり付けし、入札書に使用した印で封印してください。

入 札 書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長 広沢 一郎

(入札者) 所 在 地

商号又は名称

役 職 名

氏 名

印

入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺	
金額									円

ただし、トップページ広告掲載料の総額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）

件 名 令和7年度名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告掲載事業

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 2 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。
- 3 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。

入 札 書

令和 年 月 日

（あて先）名古屋市長 広沢 一郎

（入札者）所 在 地 △△市××区☆丁目□□番▲▲号

商号又は名称 名古屋株式会社

役 職 名 代表取締役

氏 名 名古屋 一郎

代表者印

入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺	
金額	¥	9	9	9	9	9	9	9	円

ただし、トップページ広告掲載料の総額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）

件 名 令和7年度名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告掲載事業

（注）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 2 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。
- 3 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを記入してください。

委 任 状

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

私は都合により を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和7年度名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告掲載事業 に関する一切の権限を委任します。

本委任を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約いたします。

(委任者) 所在地

商号又は名称

代表者 役職・氏名

印

上記委任の件、承諾いたしました。

(受任者) 所在地

商号又は名称

役職・氏名

印

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 2 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。

委 任 状

令和 年 月 日

（あて先）名古屋市長

私は都合により **愛知 二郎** を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和7年度名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告掲載事業 に関する一切の権限を委任します。

本委任を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約いたします。

（委任者）所在地 **△△市××区☆丁目□□番▲▲号**
商号又は名称 **名古屋株式会社**
代表者 役職・氏名 **代表取締役 名古屋 一郎**

代表者印

上記委任の件、承諾いたしました。

（受任者）所在地 **〇〇市■区◇丁目△△番☆☆号**
商号又は名称 **名古屋株式会社 中支店**
役職・氏名 **支店長 愛知 二郎**

支店長印

（注）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 2 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。

競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(入札者) 所在地
商号又は名称
代表者
役職・氏名 印

令和 7 年 1 月 28 日付けで入札公告（以下「公告」という。）がありました下記に係る競争入札参加資格について確認されたく、下記の確認書類を添えて申請します。

なお、公告に定める入札参加資格を満たしていること、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 件名 令和 7 年度名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告掲載事業

2 確認書類

- ・市町村民税、固定資産税を滞納していない者であることを証明する書類
- ・〈個人の場合〉 住民票の写し 1 通
- ・〈法人の場合〉 現在事項全部証明書 又は
履歴事項全部証明書 1 通
法人役員等に関する調書

※どちらも提出日において発行後 1 月以内のもので、連名の場合は連名者全員のものの。

申請者担当部署		担当者氏名		電話番号	
---------	--	-------	--	------	--

法人役員等に関する調書

商号又は名称				
所 在 地				
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		

(注) 法人の役員について記載すること。

法人役員等に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	△△市××区☆丁目□□番▲▲号			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	(ナゴヤ イチロウ) 名古屋 一郎	M・T・S・H 20・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目 1番1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	M・T・S・H 21・7・14	女	名古屋市中区三の丸三丁目 1番1号
取締役	(アイチ ジロウ) 愛知 次郎	M・T・S・H 30・6・13	男	名古屋市中区丸の内二丁目 1番36号
監査役	(コウシャ サブロウ) 公社 三郎	M・T・S・H 40・5・12	男	名古屋市中区二の丸2丁目 2番2号
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		

代表役員については、法人登記簿に記載されている代表役員の所在地を記載し、その他の役員については、現住所を記載してください。

(注) 法人の役員について記載すること。